免責取消

平成２２年（モ）第８２１０６号(基本破産事件平成２２年（フ）第１７６６号)
東京都練馬区上石神井３丁目11―７
破産者　木賀加容子
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　破産者について免責を取り消す。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２号
青森市古川１丁目21番12号
清算株式会社　ケーエフケーツー株式会社
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
青森地方裁判所民事部

平成２３年（ヒ）第２０２３号
東京都中央区京橋１丁目14番５号土屋ビル３階
清算株式会社　株式会社関盛商事
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生計画案議決権行使方法等

平成２２年（ミ）第１１号
神奈川県小田原市根府川667番地
更生会社　株式会社小田原城カントリー倶楽部
1　議決権行使の方法　書面投票による行使
2　投票期間　平成23年５月12日から平成23年７月25日まで
3　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
4　議決権不統一行使の通知期限　平成23年６月14日
平成23年５月12日
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２３年（再）第９号
東京都港区西麻布１丁目15番１号
再生債務者　株式会社ちゃんと
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成23年５月11日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令

平成２３年（再）第３７号
東京都練馬区豊玉中２丁目５番８号
再生債務者　株式会社岡工
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区九段南４丁目７番16号　市ヶ谷ＫＴビルＩ７階　薄金・有住法律事務所　弁護士　有住　淑子
平成23年５月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第３８号
東京都練馬区豊玉南３丁目27番18―102号
再生債務者　岡田　貴弘
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区九段南４丁目７番16号　市ヶ谷ＫＴビルＩ７階　薄金・有住法律事務所　弁護士　有住　淑子
平成23年５月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第３９号
東京都千代田区東神田２丁目４番６号
再生債務者　株式会社中谷商会
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区銀座７丁目16番14号銀座イーストビル２階　銀座新明和法律事務所　弁護士　山本　眞弓
平成23年５月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第４０号
東京都足立区竹の塚２丁目８番４号
再生債務者　中谷　　照
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区銀座７丁目16番14号銀座イーストビル２階　銀座新明和法律事務所　弁護士　山本　眞弓
平成23年５月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第２号
静岡市清水区長崎322番地
再生債務者　西村医療器株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　静岡市葵区呉服町１丁目１番14号呉服町圭田ビル７階　まどか法律事務所　弁護士　山本　正幸
平成23年５月11日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（再）第８号
神戸市西区櫨谷町福谷882番
再生債務者　医療法人社団白眉会
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　神戸市中央区京町80番　クリエイト神戸９階　弁護士法人東町法律事務所　弁護士　上谷　佳宏
平成23年５月10日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第３５号
埼玉県比企郡ときがわ町大字西平1117番地
再生債務者　株式会社ヤマガミ商会
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年７月11日から平成23年７月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第３４号
埼玉県比企郡小川町大字中爪992番地
再生債務者　株式会社ヤマガミ
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年７月11日から平成23年７月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第３２号
東京都新宿区西新宿６丁目５番１号
再生債務者　株式会社リンク・ワン
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前９時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月２日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年７月７日から平成23年７月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２２年（再）第１００号
東京都葛飾区東立石１丁目17番３号
再生債務者　株式会社アオキスイーパー
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年５月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１１０号
東京都港区南青山１丁目26番４号
再生債務者　アプト・インターナショナル株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年５月10日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２２年（再）第６号
名古屋市名東区亀の井１丁目133番地　高針荘Ａ棟201号
再生債務者　塚家　　豊
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成23年５月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２３年（再）第９号
東京都港区西麻布１丁目15番１号
再生債務者　株式会社ちゃんと
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都千代田区有楽町１―６―４　千代田ビル６階　日比谷見附法律事務所　弁護士　渕上　玲子
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年５月11日
東京地方裁判所民事第20部